奈良県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般県道

二　路　線　名　天理斑鳩線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一〇九	大和郡山市西町一〇三番五から大和郡山市椎木町七三六番一まで	前	一〇・四～二五・六	四〇九・三	
		後	一一・四～三五・六	四〇九・三	